

6 教育実習

教育実習では、皆さん一人ひとりが「社会人」として見られ、「先生」と呼ばれます。自覚と責任のある行動をするようにしてください。

また、教育実習の実施までには、数多くの手続きや連絡を確実に行う必要があります。実際の手続きについては教師教育リサーチセンターからの指示を元に各自で責任を持って行ってください。勝手な自己判断による行動や、手続きに漏れ等が生じた場合、教育実習の受講ができなくなることもあります。

「教育実習」とは、教育職員免許状取得のための必修科目です。通常の講義科目とは異なり、教育の現場において一定期間「教員としての実務」に就くことを中心に、ガイダンスや事前指導を受講し、所定の要件をすべて満たして初めて単位を修得することができます。

大学在学中に、関係する科目の学修をしても、免許の取得前でありながら授業を担当する機会を与えられ、専門職と同等の経験ができる「現場実習」は教職課程以外にはありません。また、その対象は日々成長・発達をとげつつある幼児・児童・生徒なので、甘えや怠慢が許されるはずはありません。意識の上ではひとりの教師・社会人としての覚悟が必要です。その意味では、卒業後の進路がたとえ教職の道でなくとも、社会のどの分野に進んでも役立つ“インターンシップ”という側面もっています。

1 教育実習の心得

- 「教育実習」は、特殊できわめて重要な科目です。実習校だけではなく、都道府県および市区町村の教育委員会との対外的な関係もあります。
- また、現場実習では、幼児・児童・生徒から「先生」と呼ばれるという特殊な立場でもあり、幼児・児童・生徒に対する影響も大きいということを決して忘れないでください。さらに、実習校・園では、他大学からの実習生と比較されたうえで、本学の学生として評価されることも、しっかり心得ておいてください。

2 教育実習の目的

- 教育実習は、大学で学んだ教育に関する知識・技術を、教育の現場で実際に行い、直接肌で感じ、身をもって検証する機会です。校長・園長先生をはじめとする多くの教職員の指導を受けながら、「先生」と呼ばれるという立場で経験することになります。
- たんに教師の仕事の「見習い訓練」をするのではなく、幼児・児童・生徒への教科の学習や、さまざまな行事やクラブ活動等の課外活動を支援する教師としての役割を体験し、幼児・児童・生徒たちとの理解をふまえた交流の在り方を模索し、学校という社会的制度の維持運営の課題を認識するなど、公教育に関して実践的・多面的に学ぶことを目的とするものです。
- また、この現場実習を通じて、教師としての適性を判断したり、教職を志望していくうえでの課題をつかんだりすることもきわめて重要となります。

3 時期と日数

取得を希望する免許種				実習校種	時 期	日 数
幼稚園	小学校	中学校	高等学校			
●				幼稚園	3年次秋学期 (第6セメスター) 4年次春学期 (第7セメスター)	2週間10日ずつ
●	●					
●	●			小学校	5月初旬～ 6月末日	4週間20日間
	●					
		●		中学校	同上(注)	教育学部は原則 4週間20日間、 他学部は3週間 15日間以上
		●	●	中学校 または 高等学校		
			●	高等学校		

*実習校から上記以外の時期を指定された場合は、教師教育リサーチセンターに相談すること

*教育学部のサブ免(小・中・高)、ダブル免許プログラムの実習については、

① 実習時期はともに4年次秋学期(第8セメスター)とする

② 実習期間はともに原則2週間10日とするが、地域・学校により異なるケースもあるので注意すること

*教育学部のサブ免(幼)の実習については3年次秋学期(第6セメスター)(2週間10日)とする

(注)芸術学部芸術教育学科においては、3年次秋学期(第6セメスター)において実施する

4 教育実習の進め方

① 実習校・実習園の決定

1. 幼稚園

原則として、本人の希望を基に大学が配当します。

詳細は、教育実習園開拓ガイダンス(2年次・3年次)にて説明します。

2. 小学校・中学校・高等学校

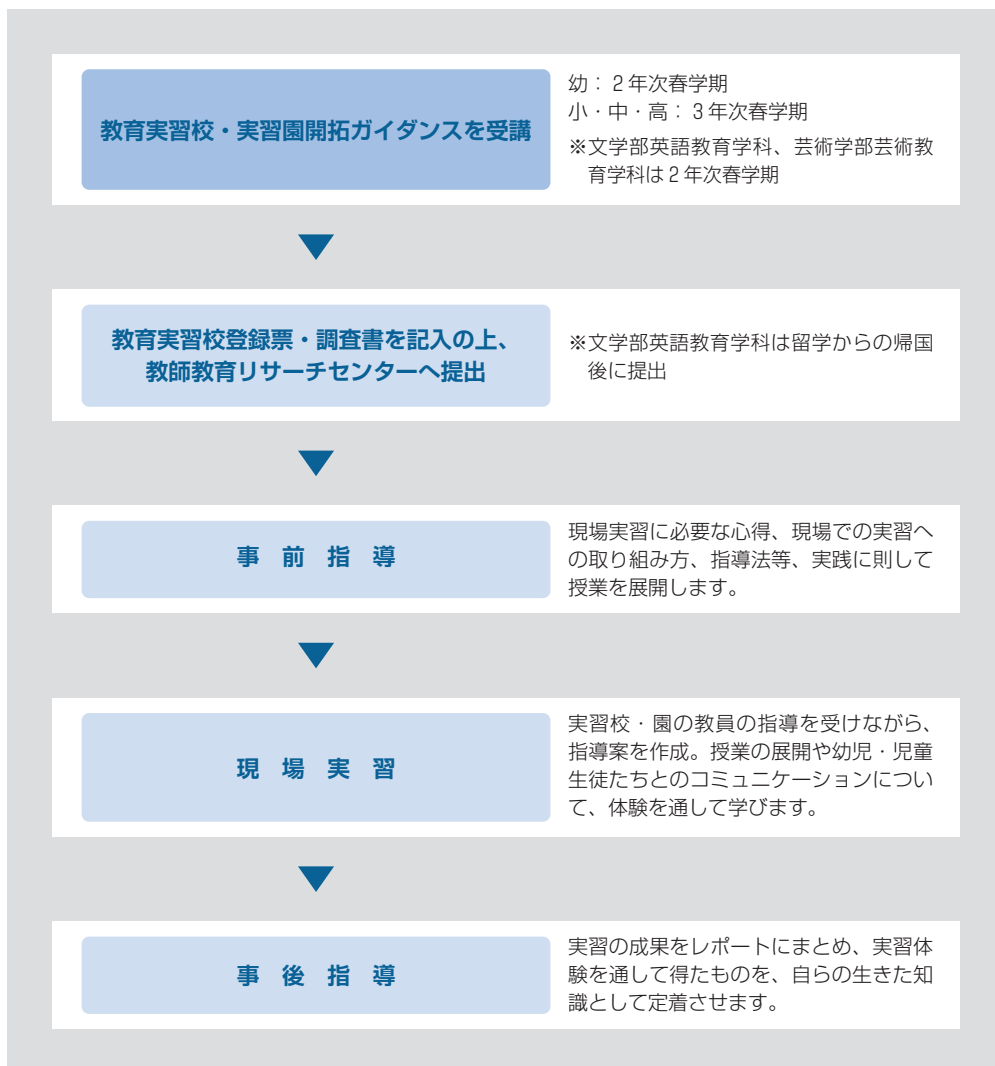
●教育実習と教員採用は密接に関連しているため、自分が教員として働きたいと思う学校種・地域(教員採用試験を実施している都道府県ならびに政令指定都市)で行うのが望ましいでしょう。

●ただし、地域によっては、出身校での実習を禁止する学校や、卒業生以外受け入れ不可の学校がありますので、各自で確認する必要があります。

●なお、東京都の公立学校、また横浜市立小・中学校、川崎市立小・中学校、相模原市立小・中学校の実習希望者は、大学で取りまとめて申請を行います。

●詳細は、3年次春学期に行う教育実習校開拓ガイダンスにて説明します。

② 実習までのスケジュール



③ 留意事項

- 教育実習は「教育」の実習ですから、「授業」の実習だけでなく、あらゆる教育の仕事について実習します。勤務は「教育実習の手引」に従い厳正でなければなりません。
- 実習生は実習校・園の方針に基づいて行動しなければなりません。ひとりよがりな考え方や行動によって、実習校・園の幼児・児童・生徒に影響を与えることは許されません。
- 実習生はそれぞれクラスに配属されます。実習中は「幼児・児童・生徒理解」を深め、人間的接触の機会を多くもつよう努力しなければなりません。特別活動にも積極的に参加すべきです。
- 実習生は授業を担当するたびに学習指導案を作成します。その作成にあたっては、実習校・園の指導教諭の指導を受けなければなりません。授業終了後は進んでその指導を受け、的確な反省を行い、次の授業運営の向上を目指さなければなりません。
- 実習生は日々の勤務や仕事の内容を「実習日誌」に詳細に記録し、実習校・園の指導教諭に提出しなければなりません。